

■個人情報保護条例の全部改正

個人の権利利益を保護するうえで、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明確にし、個人情報の取扱いに関する基本事項について規定の整備を行うものです。

質疑

従来の改正前の条例と、どこが違うのか具体例を挙げて説明を。

答弁

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利・利益を保護するため特に必要があるときは、開示をすることができる裁量的開示などを設けた。

罰則規定を設け、職員、受託業者、指定管理者が管理する施設に従事する職員などが、不当に第三者に提供したとき、職員が職務以外の目的で個人情報収集したときは、懲役や過料が科せられる。

■介護保険条例の一部改正

介護保険法施行令等の一部改正及び介護保険料の額の改定等に伴い、改正するものです。

質疑

介護保険料の区分が9段階の設定がされたが、その根拠は。

保険料が負担増となる人数また保険料の軽減となる人数の見込みはどうか。

答弁

第5段階を細分化し、200万円までの所得の中に125万円の所得の段階を新たに設けた。第4段階で、年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方について、新たに段階を設けた。また、第3段階の保険料率を0.1軽減した。

これらの軽減分を補うために第6段階を二つに分け、500万円以上の所得の方について保険料を増額した。

負担増となるのは、9段階の方で369名、逆に減となる方は、合計で7千312名。

平成21～23年度の区分	対象者	算定方法(保険料率)	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.5	23,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	基準額 ×0.5	23,100円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない場合	基準額 ×0.65	30,000円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	基準額 ×0.85	39,200円
第5段階 基準額	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で、第4段階に該当しない場合	基準額 ×1.0	46,200円
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額 ×1.2	55,400円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額 ×1.25	57,700円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上500万円未満	基準額 ×1.5	69,300円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上	基準額 ×1.75	80,800円

平成20年度
補正予算

■一般会計補正予算

補正額△2億5千909万8千円
総額 215億8千342万6千円

年度末における補助金等の確定や、各事業の実績に基づいて予算の過不足を調整するものです。

質疑

繰越明許費について、斎苑建設費等については今年度予算で上がっていないわけだから、この土地買収費についても繰越明許費とせずに最終補正で減額とするという賢明な判断はできないか。

答弁

斎場に係る詳細設計、委託料、工事請負費、用地買収など20年度当初予算に計上した事業費については、年度内に完成はしないということで、21年度に繰り越しをする。